

## 市場流通型カーボン・オフセットに関する品質マーク制度のあり方について (骨子とその論点)

### 1. カーボン・オフセットに関する品質マーク制度を構築する目的

消費者に対してカーボン・オフセットを周知するとともに、オフセットを行うという選択肢を提供する（やり方によっては、排出削減努力の重要性の伝達、オフセット量の表示等も可能）

### 2. 品質マーク制度のあり方(品質マークで何を伝えるのか)

カーボン・オフセットの取組に関する認証基準は、Ⅰ－1 商品使用・サービス利用オフセット、Ⅰ－2 会議・イベント開催オフセット、Ⅰ－3 自己活動オフセット、Ⅱ 自己活動オフセット（不特定多数を対象としたもの）のタイプ別に異なり、またその認証にあたって重視すべき事項も異なると考えられ、横断的な品質マークの考え方とタイプ別の品質マークの考え方に関する論点を整理する。

なお、品質マークのあり方に関する論点整理にあたっては、単にカーボン・オフセットが適切であることを判断した結果だけではなく、低炭素社会の実現に向けて、商品・サービスの提供者及び利用者の排出削減努力を促す普及啓発の仕組みを組み合わせるべきか、またそれは可能かについても検討することとする。

#### (1)品質マークで示すべき基本的な要素

品質マークは、主として消費者がカーボン・オフセットの商品・サービスを購入するかどうかを判断する際の参考情報として使用するものであり、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」に示されている情報提供事項を基に品質マークで何を伝えるのか、他の政策効果と組み合わせることで特に強調すべき事項があるかについて議論する。

#### ①オフセットの対象(範囲)と算定量・算定方法

- オフセットの対象（システム境界（製造設備等インフラ整備を含めているか）やライフサイクル・ステージ（原材料調達（含物流）、製造、流通（物流・小売）、消費・利用、廃棄・リサイクル）、全量またはその一部など）を示す必要があるか。またはその表示をどのようにすべきか。



図1 SGS社（スイス）のカーボン・オフセット割合の表示例

- オフセットの対象とする排出量を示す必要があるか。またはその表示をどのようにすべきか。
  - 同一商品・サービスであっても算定対象範囲が異なる可能性があり、排出量を表示しない方がよいという考え方もある（オフセットの対象範囲の選択の仕方によって削減努力が大きくも小さくも見えてしまう）。
  - カーボン・フットプリントとカーボン・オフセットとは表裏一体という議論もあるが、排出削減の責任の所在の観点からは、原材料調達～製造までは生産者、流通は物流・小売事業者、消費・利用～廃棄・リサイクルは消費者（家庭）がオフセットすべきとの意見もあり、すべてのライフ・ステージを特定の主体がオフセットしなければならないという訳ではない。カーボン・オフセットはあくまで自主的にどの範囲を取り組むかを選択するものであり、カーボン・フットプリントの表示をもって代替することはできない。

## ②削減努力

- 地球温暖化対策の喫緊性やカーボン・オフセットの仕組みを品質マークで示す必要はあるか。またはその表示をどのようにすべきか。
- 提供主体の削減努力を品質マークで示す必要はあるか。またはその表示をどのようにすべきか。



イノセント(飲料)の例

[http://www.innocentdrinks.co.uk/us/?Page=our\\_carbon\\_footprint](http://www.innocentdrinks.co.uk/us/?Page=our_carbon_footprint)

図2 カーボントラスト社（英国）のカーボン・フットプリントと削減努力宣言の表示例

- 消費者の削減努力を品質マークに示す必要はあるか。またはその表示をどのようにすべきか。

## ③カーボン・オフセットに用いるクレジットの購入等

- クレジットの種類、プロジェクト情報を品質マークに示す必要はあるか。またはその表示をどのようにすべきか。
  - VER、CER等の区別だけでよいか。再生可能エネルギーや森林吸収源など、プロジェクトの種類を視覚的に明示すべきか。

Product Name	Product Content	Label
Project Type	Project Certification	Project Location % of Product*
Energy Efficiency	<a href="#">Gold Standard</a>	Mexico 20%
Landfill Gas Capture	<a href="#">Voluntary Carbon Standard</a>	Tanzania 40%
Renewable Energy	<a href="#">Green-e Climate</a>	United States 20%
Digester Gas	<a href="#">Clean Development Mechanism</a>	China 20%
The emission reductions supplied were created in:		2007-2008



Green-e Climate is an independent certification program for greenhouse gas emission reductions (offsets) sold on the voluntary market. It provides a way to identify products that meet the program's high environmental and consumer-protection standards. For more information on Green-e Climate certification requirements, or to find certified products, see [www.green-e.org](http://www.green-e.org) or call 888-63-GREEN.

\*The percentages listed are prospective. Actual figures may vary. For more information on how much they can vary see Price, Terms & Conditions.

図3 グリーンEのプロジェクトの内容表示例

#### ④排出量の埋め合わせ

- 事業者による適切な処理がなされていること（品質）を保証する表示のみで、販売価格・販売事業者については品質マークでの表示項目から除外してよいか。



図4 カーボンニュートラル社の類型別品質保証マーク例

#### (2)タイプ別の品質マークの考え方

基本的な要素の整理を踏まえ、タイプ別の品質マークの考え方について、下記の通り整理した。なお、共通の論点としては、「タイプ別に品質マークを分けるべきか」、「統一のマークにすべきか」、「統一のマーク+タイプ別の特定情報を付与すべきか」があげられる。

カーボン・オフセットの取組に関する認証基準においては、I-1 商品使用・サービス利用オフセット、I-2 会議・イベント開催オフセット、I-3 自己活動オフセット、II 自己活動オフセット（不特定多数を対象としたもの）の4つに分類している。少なくとも認証基準を満たしていることが区別されることが必要であるが、類型別に以下の事項について検討する必要がある。

- 商品使用・サービス利用オフセット及び自己活動オフセット（不特定多数を対象としたもの）の場合、商品であればそのパッケージに、サービスであれば広告媒体等に品質マークが付与されることになるが、商品のパッケージについては記載スペースが限られることが想定され（情報提供ガイドライン（案）p.39参照）、品質マーク自体に追加情報を付与する工夫が必要ではないか。

(品質マークに付与すべき追加情報例)

- ・ 排出量の算定範囲 (システム境界とライフステージ)
  - ・ 排出量の何パーセントをオフセットしているのか
  - ・ 排出削減努力をしたこと
  - ・ どのようなプロジェクトでオフセットしているのか
- 会議・イベント開催オフセットの場合、会議・イベントの開催案内等に情報を提示できるため、実施前段階では認証基準を満たしていることを品質マークで表示するだけでよいと考えられるが、事後に適切にオフセットの手続きが完了したかどうかを確認できる詳細情報が掲載されているサイトのアドレスや QR コードを品質マーク近辺に付与すべきでないか。
- 自己活動オフセットの場合、品質マーク自体が企業に付与されていると誤解されるケースも想定されるため、主体自身の削減努力を品質マークに付与するべきではないか。あるいは、それは詳細な品質マークの貼付規定を設けることで回避できるか。

### 3. 品質マーク制度構築にあたっての留意点

#### (1) ラベリングに関する ISO 規格との関連性

ラベリングに関する ISO 規格には、一般原則 (ISO14020)、タイプ I (ISO14024) またはタイプ II (ISO14021) 及びタイプ III (ISO14025) が存在する。カーボン・オフセットは、ライフサイクルの各ステージ (資源採取から製造・流通・使用消費・廃棄・リサイクル) のうち、全てまたは一部を対象とすることから、第三者認証を実施するものの、タイプ I の原則 (5.4 ライフサイクルの考慮：ライフサイクル全般を包括的に考慮すること) に合致しないと考えられる。

表 1 ラベリングに関する ISO の規格と既存のラベリング制度例の紹介

ISOにおける名称及び該当規格	特徴	日本でのラベル例
タイプI(ISO14024) "第三者認証"	第三者認証による環境ラベル。製品の類型毎に、ライフサイクルにおける相対的な環境負荷が少ないことを認証するもの。	<b>エコマーク</b> 日本環境協会 
タイプII(ISO14021) "自己宣言"	事業者の自己宣言による環境主張 ※各企業ごとに策定	牛乳パック 再利用マーク  リコー リサイクル マーク 
タイプIII(ISO14025) "環境情報表示"	ライフサイクルを考慮した製品の環境負荷の定量的データの表示。詳細なデータはウェブサイトで確認できる。	<b>エコリーフ</b> 産業環境管理協会 

## (2) 環境表示ガイドラインでの要求事項(タイプⅡ [ISO14021])における推奨条件)

環境表示ガイドライン第5章には、タイプⅡのラベル表示に関する推奨条件が記載されておりラベリング制度構築にあたっては、これらの推奨条件を考慮する必要がある。

### 5-2. シンボル (ロゴ・マーク等) を使用する際の要求事項

- シンボルが示す意味及び使用基準を明確に設定する。さらに、そのシンボルに隣接して説明文 (事業者名又は団体名、シンボルの意味、設定基準等) を表示する。
- 環境表示とりわけ環境ラベルではないシンボルマークのうち環境表示とは無関係な自然物等を示すデザインは避ける。

### 5-3. シンボルを使用して自主基準等への適合性を表示する際の要求事項

- 主張する製品やサービスが、グリーン購入法特定調達品目又はエコマーク対象商品等に該当し、公的あるいは、第三者による認証等の基準がある場合は、それらの基準に準拠する。公的あるいは、第三者による認証等の基準が存在しない場合は、事業者団体において適正な自主基準等を設定する。
- 製品やサービスの環境性能に関する評価方法が、既存の方法と異なる場合は、換算可能な方法を用いる。
- 将来的に他社製品との比較ができるよう基準等を考慮する。

(資料) 環境表示ガイドライン第5章より抜粋